

本答申は、霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第14条の規定により公表するものです。

霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申第1号

令和2年3月6日

答 申

令和元年10月23日付け総第102号で諮問された件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

霧島市長及び霧島市水道事業管理者である霧島市長（以下「実施機関」という。）が、「申請書の添付書類のうち、「地籍図」、「地積測量図」、「地籍属性図を合成し加工を施した図面」及び「登記簿謄本」については、法令等の規定により、本条例に規定する方法と同一の方法（閲覧、写しの交付など）で開示されることが可能であるため、霧島市情報公開条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定により不開示とした。」ことは妥当ではなく、条例第5条各号に規定する不開示情報を除き、開示すべきである。

第2 経緯

第1に至るまでの経緯は、次に示すとおりである。

| 年月日 | 内 容 |
|-----------|---|
| 令和元年6月26日 | 審査請求人から実施機関に対し、「公文書開示請求書」が提出される。 |
| 同年7月10日 | 実施機関から審査請求人に対し、「公文書部分開示決定通知書（総第52号）」、「公文書部分開示決定通知書（水第48号）」が送付される。 |
| 同年8月8日 | 審査請求人から審査庁（実施機関である霧島市長）に対し、「審査請求書」が提出される。 |
| 同年8月23日 | 上記審査請求書の内容に不備があったため、審査庁から審査請求人に対し、補正命令を行う。 |
| 同年8月27日 | 審査請求人から審査庁に対し、「補正後の審査請求書」が提出される。 |
| 同年9月19日 | 処分庁が作成した当該審査請求に対する「弁明書」（令和元年9月13日付け）の副本が、審査庁から審査請求人に対して送付される。 |
| 同年10月9日 | 審査請求人から審査庁に対し、弁明書に対する「反論書」が提出される。 |
| 同年10月23日 | 審査庁から審査会に対し、「情報公開審査諮問書」（令和元年10月23日付け総第102号）が提出される。 |
| 同年11月12日 | 令和元年度第1回霧島市情報公開・個人情報保護審査会 |
| 同年12月24日 | 令和元年度第2回霧島市情報公開・個人情報保護審査会 |
| 令和2年2月13日 | 令和元年度第3回霧島市情報公開・個人情報保護審査会 |

第3 審査請求の趣旨

本件審査請求は、条例第4条第1項の規定に基づく令和元年6月26日付けの開示請求に対し、令和元年7月10日付け総第52号及び同日付け水第48号で実施機関が行った、部分開示決定中の「申請書の添付書類のうち、地籍図、地積測量図及び地籍属性図並びに申請地の登記簿謄本（以下「本件対象文書」という。）については、法令等の規定により、本条例に規定する方法と同一の方法（閲覧、写しの交付など）で開示されることが可能であるため、条例第15条第1項の規定により、不開示とします。」部分の取消しを求めるものである。

第4 本件決定に対する主張の内容

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求書（令和元年8月27日付け）の要旨

ア 公文書の開示請求に対し、令和元年7月10日付け「総第52号」及び「水第48号」で公文書部分開示決定通知がなされ、当該通知書のいずれにも、「条例第15条第1項に該当、本件対象文書については、法令等の規定により、本条例に規定する方法と同一の方法（閲覧、写しの交付など）で開示されることが可能であるため、条例第15条第1項の規定により、不開示とします。」との不開示理由が記載してあった。

イ 条例第15条第1項の規定は、法の専門家でない限り、解釈することは困難である。

ウ 本件対象文書と同等な書類は公的機関で入手可能だとしても、全く同じではない。当該文書への追記情報や、申請者が本件対象文書入手した日付も重要な情報である。また、市が保有する本件対象文書と「公的機関で改めて入手した本件対象文書」は異なる可能性もある。

エ 開示請求者は本件対象文書の内容を知り得ることができないため、実施機関は、本件対象文書の明細及び本件対象文書と「公的機関で改めて入手した本件対象文書」との差異（発行年月日、追記情報、地図にあってはその縮尺等）を明らかにすべきである。

(2) 反論書（令和元年10月9日付け）の要旨

ア 「微細な差異が生じるのはやむを得ないと許容されている。」との実施機関の主張は見解の一方的な押し付けであり、その差異をどのように評価するか、どのように活用するかは審査請求人の判断である。

イ 実施機関は、「地籍図、地積測量図及び登記簿謄本には、特段の加工等は施されていない。」と主張しているが、特段の加工等が施されているか否かは審査請求人の知る由の無いところであり、実施機関の見解の押し付けである。さらに、「特段」とは、全く加工がされていないのか、僅かでも加工がされているのか、判然としない。特段の加工が施されていない事を審査請求人に保証しなければならない。

ウ どのような書類が申請書に添付されていたかを審査請求人に伝えていない状況で、審査請求人が当該文書を他機関で取得する事は不可能である。条例15条第1項を理由に開示を拒否するのであれば、どのような添付書類があったのか、その入手先はどこか、地籍図にあっては中心となる場所の方位、縮尺などの情報、申請地の登記簿謄本にあって

は地番までの詳細な情報を別途審査請求人に交付し、審査請求人が他機関で取得出来るように配慮しなければならない。

(3) 口頭意見陳述（令和元年12月24日）の要旨

- ア 今回不開示となった書類は、過去に霧島市から開示を受けており、市の対応には一貫性がない。
- イ 市発行の地積図は、分筆、合筆等が発生するため、一定期間経過後は、「市に申請があった時点の地積図」と同一内容のものを取得する事はできない。法務局発行の地図も同様である。
- ウ 一定期間経過後に審査請求人が公的機関で取得しなおした書類と「市が保有する書類」との差異がどの程度あったか審査請求人は知る事ができず、市の「微細な差異は許容される。」との主張は情報公開制度の趣旨に反する。仮に微細な差異であったとしても、その差異をどのように評価するかは、審査請求人の専権事項である。

2 弁明書（令和元年9月13日付け）の要旨

- ア 条例第15条第1項本文は、「実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。」と規定している。
- イ すなわち、他の法令又は条例の規定により、条例第14条第1項本文に規定する方法と同一の方法により公文書の開示が認められている場合には、当該公文書の開示については、専ら他の法令又は条例に規定する手続きにゆだね、条例による開示は行わない旨定める一方、当該同一の方法による公文書の開示が認められていない場合には、その認められていない方法によるものである限り、条例による開示を行う旨を明らかにしている。これは、他の法令又は条例により、公文書へのアクセスが条例と同一条件のもとで確保されているときは、別途、条例の規定を並行して適用する必要はないとの考えを基礎にしている。
- ウ 本件対象文書中、「地籍属性図」については、霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）第2条第1項第1号の規定により、「地籍図」及び「地積測量図」については、不動産登記法（平成16年法律第123号）第120条の規定により、「登記簿謄本」については、同法第119条の規定により、何人でも、当該写しの交付を受けることが可能であり、また、いずれの法律又は条例の規定においても、開示の期間は定められていないことから、条例第15条第1項が適用されるものである。
- エ 本件対象文書を他機関で取得する場合には、審査請求人が主張するとおり、日付や縮尺等について微細な差異が発生する可能性は否定できないが、条例第15条第1項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。第15条第1項の規定の趣旨からすれば、そのような微細な差異が生じるのはやむを得ないと許容されてい

るものと解することができ、このことが条例により認められた「市民の知る権利」までを侵害するものであるということとはできない。

オ 本件対象文書にメモや注釈などの加工等が施されている場合には、当該加工等の程度によっては、当該文書は、条例第 14 条第 1 項に規定する方法と同一の方法により開示が認められる可能性があり、その場合においては、条例の一般規定が適用される余地はあるが、「地籍図」、「地籍測量図」及び「登記簿謄本」には、特段の加工等は施されていない。

カ 一方で、「地籍属性図」には一定の加工等が施されており、本公文書は、手数料条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定により交付する「地籍属性図」とは別個の公文書であると評価される。当該「地籍属性図に一定の加工等が施された図面」については、他機関で同一の方法による取得が不可能なこと、かつ、条例第 5 条各号に規定する不開示情報が含まれていないことから、開示が認められる余地はある。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方について

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、市の保有する情報の一層の公開を図り、市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で透明な市政の推進に寄与することを目的に制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条文を解釈し、判断するものとする。

2 本件対象文書について

- (1) 本件対象文書 1 は、不動産登記法第 120 条の規定により法務局で交付された地籍図である。
- (2) 本件対象文書 2 は、同条の規定により法務局で交付された地積測量図である。
- (3) 本件対象文書 3 は、霧島市手数料条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定により霧島市で交付した地籍属性図を合成し加工を施した図面である。
- (4) 本件対象文書 4 は、不動産登記法第 119 条の規定により法務局で交付された登記簿謄本である。

3 条例第 15 条第 1 項の適用の妥当性について

(1) 総論

実施機関は、「本件対象文書は、法律又は条例の規定に基づき、何人でも当該写しの交付を受けることが可能であることから、条例第 15 条第 1 項が適用される。」と主張しているため、条例第 15 条第 1 項の適用の妥当性について検討する。

条例第 15 条第 1 項は、「実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第 14 条第 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法

による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には、開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。」と規定している。

当該条文の趣旨は、他の法令等において、市民に公文書を公開する手続きが規定されている場合には、当該公文書について、この条例による開示請求の対象とする必要性は乏しく、また、事務手続きの簡素化を図る観点から、当該手続きによる公開と同一の方法による公開を行わないことを定めたものであり、他の法令等による開示制度と条例による情報公開制度との調整を規定しているものである。

このような中、実施機関の主張は、条例第 15 条第 1 項による調整の対象に、「実施機関が保有する公文書そのものが、他の法令等の規定により実施機関で交付等が可能な場合において開示請求がされたとき」及び「実施機関以外の国、県その他の機関（以下「他の機関」という。）が本来的に保有する公文書が、他の法令等の規定により同機関において交付等が可能な場合において、実施機関が保有する同一内容の公文書（当該文書の写し、副本又は謄本等であって、実施機関が取得し、保有するものをいう。以下「当該同一内容公文書」という。）の開示請求がされたとき」の双方が含まれることを前提としていると考えられる。

そこで、条例第 15 条第 1 項の文言を検討すると、同条文にいう「公文書」とは、条例第 2 条第 2 項によれば、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とされている。

この点、情報公開制度は、実施機関が保有する公文書を開示することにより、公正で透明な市政の推進に寄与することを目的としていることを踏まえれば、条例第 15 条第 1 項は、文言解釈上、「実施機関が保有する公文書そのものが、他の法令等の規定により実施機関で交付等が可能な場合において開示請求がされたとき」の調整方法を定めたものと解釈すべきであり、「他の機関が本来的に保有する文書が、他の法令等の規定により同機関において交付等が可能な場合において、実施機関に対し当該同一内容公文書の開示請求がされたとき」は、同規定が適用されるものではないと判断されるものである。

(2) 本件対象文書 1、2 及び 4

本件対象文書 1、2 及び 4 は、法務局が本来的に保有し、法務局において交付されている公文書であることから、上記判断により、条例第 15 条第 1 項は適用されない。

(3) 本件対象文書 3

地籍属性図については、霧島市手数料条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、実施機関である市が保有し、市において交付している公文書であり、条例第 15 条第 1 項による調整の対象となり得るものであるが、本件対象文書 3 は、申請者において複数の地籍属性図をスキャンし、当該複数のスキャン画像を合成及び加工した図面であり、霧島市手数料条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定により交付する「地籍属性図」とは別個の公文書であると評価する。

そのため、本件対象文書3は、実施機関が保有する公文書とは言えず、情報公開以外の方法で取得することが不可能なことから、条例第15条第1項は適用されない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

○霧島市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職名 | 氏名 | 役職等 |
|----|-------|--------------|
| 会長 | 山本 敬生 | 鹿児島県立短期大学准教授 |
| 委員 | 稲留 隆 | 司法書士 |
| 委員 | 植木 春生 | 司法書士 |
| 委員 | 河原 晶子 | 元志學館大学法学部教授 |
| 委員 | 末吉 隆之 | 弁護士 |